

募集 三豊市給付型奨学金対象者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課 ☎73-3130

- 対象者**
- ①市内に住所を有する人（進学のため、他の市町村に住所を移す人を含む）
 - ②修学意欲があり、学校長が推薦する人
 - ③経済的理由で修学が困難であると認められる人
- 選考基準**
- 次の基準を総合的に判断し、選考会議で奨学生を決定します。
- ①学業、スポーツ、芸術など、あらゆる分野において修学意欲がある人
 - ②奨学生としてふさわしく、将来、社会に貢献しようとする意欲がある人
 - ③経済的な理由により修学が困難であると認められる人（ただし、市税を完納している世帯の人）
- 支給**
- 1人 月額5万円
- 必要書類**
- ①奨学金支給申請書
 - ②奨学生推薦調書
 - ③在学証明書または入学許可書の写し
 - ④その他必要と認める書類（所得および家庭状況の分かるものなど）
- 支給方法**
- 令和3年4月分から年4回に分けて口座振込（令和3年度に限り年3回）
- 必要書類**
- ①奨学金支給申請書
②奨学生推薦調書
③在学証明書または入学許可書の写し
④その他必要と認める書類（所得および家庭状況の分かるものなど）
- 受付期間**
- 6月1日（火）～7月31日（土）
- 提出場所**
- 教育総務課（郵送可）
※郵送の場合は当日消印有効申請書
- 教育総務課および各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。



くらし 本人通知制度に登録しましょう

▶申し込み・問い合わせ 市民課 ☎73-3005

対象 「本人通知制度」とは、「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付したとき、交付した事実を「あなた」にお知らせする制度です。登録することで、不正取得が抑止できます。

対象 市の住民基本台帳や戸籍に記載されている人（過去にあった人も含む）

適用期間 無期限

通知方法 本人の代理人や第三者に交付した事実を、郵送により本人に通知します。

※交付請求者の氏名、住所は通知しません。

申し込み先・時間 市民課または各支所
平日の午前8時30分～午後5時

※運転免許証など、本人確認ができるものをお持ちください。

お知らせ 「マイナンバーカードの出張申請」を受付します

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

マイナンバーカードの申請を希望する市内事業所や地域の団体などへ市職員が向き、申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請受付のサポートを実施します。（市内に住民登録のある人が対象です。）

申請を希望する場合は、市民課へお問い合わせください。



6月限定
お知らせ ミトヨで、買ってミヨ。スマホ決済で最大30%戻ってくるキャンペーン

▶問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012

市では、コロナ禍でのキャッシュレス決済の利用促進や地域内の消費喚起を図ることにより、地域経済を活性化させるため、PayPay株式会社と連携したキャンペーンを実施します。



対象店舗でPayPayでのお支払いなら、決済金額の最大30%のPayPayボーナスを付与

- ①付与上限
 - ・決済1回当たりの付与上限額 1,000円相当
 - ・期間中の付与上限額 3,000円相当
- ②キャンペーン実施期間
6月1日（火）～6月30日（水）の1カ月間
- ③対象店舗
市内のPayPay加盟店のうち、市とPayPayが対象店舗として指定する加盟店（対象店舗にはキャンペーン告知ポスターが掲出されます。PayPayのアプリでも確認できます）
- ④支払い方法
PayPay残高、ヤフーカード*1、PayPayあと払い（一括のみ）

*1「ヤフーカード」は「Yahoo! JAPANカード」の愛称です

【PayPayに関する問い合わせ】

利用者：PayPay カスタマーサポート窓口 ☎0120-990-634
事業者：PayPay カスタマーサポート窓口 ☎0120-990-640

注) 1つの商品やサービスを分割で決済することは、キャンペーン規約で禁じられています。通常1回の決済にて支払うべき商品などの代金を、複数回に分割して決済することにより景品付与を受けたことが判明した場合、本キャンペーンによるPayPayボーナスは取り消されますのでご注意ください！

お知らせ 製造業施設などを新設する企業に奨励金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012

産業振興および雇用機会の拡大を図るため、市内において製造業施設などを新設しようとする企業に対し、一定の要件を満たす場合は、3年間で2億円を上限として奨励金を交付します。

対象業種	1. 製造業施設 2. 物流拠点施設・運輸業施設 3. 試験研究施設 4. 宿泊施設・観光拠点施設 5. 情報処理関連施設（コールセンターを含む）
助成要件	・投下固定資産額が3,000万円以上 ※情報処理関連施設を除く ・交付申請時の新規常用雇用者（市内在住者）が5人以上
助成内容	○新設部分に対して賦課された固定資産税に相当する額 ○事務機器リースなどに要する経費の1/2以内の額 ※情報処理関連施設に限る ○井戸、温泉の掘削などに要する経費の1/3以内の額 ○雇用者数に応じた助成

※対象業種により助成内容が異なります。詳しくは、産業政策課へお問い合わせください。